

## 成田市教育委員会会議定例会会議録【会議概要】

平成22年12月成田市教育委員会会議：定例会

期日 平成22年12月17日（金） 開会 午後2時00分

閉会 午後4時15分

会場 成田市役所5階503会議室

### 出席委員

委員長	荒井 清	委員長職務代理者	小川 信子
委員	山口 恵子	委員	秋山 皓一
教育長	佐藤 玉江		

### 出席職員

教育長	佐藤 玉江（再掲）	教育総務部長	関川 義雄
生涯学習部長	吉田 昭二	教育総務課長	坂本 公男
学校施設課長	堀越 慎一	学務課長	小舘 修
教育指導課長	五十嵐 正憲	学校給食センター所長	古関 修
生涯学習課長	遠藤 英男	生涯スポーツ課長	檜垣 好克
公民館長	須藤 清子	図書館長	大木 禎夫
生涯学習課主幹	堀越 美好	教育総務課主幹（書記）	秋山 雅和

傍聴人：0人

### 【会議概要】

#### 1. 委員長開会宣言

#### 2. 教育長報告

##### ① 主催事業

- 11月22日 給食施設整備庁内検討委員会について

給食施設整備の実施計画案を議会へ報告するとともに、市民へのパブリックコメントを実

施したいということで、案について更なる検討を行った。

- ・ 11月27日 明治大学・成田社会人大学修了式について

国際社会課程、地域社会課程、緑地環境課程のそれぞれのコースごとの代表が半年間の成果について熱のこもった良い発表をした。卒業生には明治大学副学長からそれぞれに修学士、教学士、弘学士という称号の授与があった。205名、受講者の約88%の方が修了できたことは多くの方の学びの意欲が現れているものと感じた。

- ・ 11月29日・12月8日・12月15日 教頭会議、校長会議について

定期的で開催しているが、学校同士、あるいは教育委員会と学校との連携を深めるための会議。一方的に教育委員会が情報伝達や依頼をするのではなく、情報を共有することを目的に会議に参加している。

- ・ 12月15日・16日 叙勲伝達式について

15日は多古町の故前橋榮さん（元大須賀中学校長）に、16日には日吉台の故並木明さん（元下総中学校長）に叙勲を伝達した。

## ② 市議会

- ・ 11月26日～12月14日 平成22年12月成田市議会定例会について

- ・ 11月30日～12月2日 一般質問については資料を参照のこと。

- ・ 12月3日 教育民生常任委員会

学校給食施設整備実施計画案について、教育に関する事務の点検と評価について、生涯学習推進計画及び生涯スポーツマスタープラン案について、を報告事項として説明した。

- ・ 12月9日 総務常任委員会

議案として、文化財の補修のための補助金と繰越明許費となったニュータウンスポーツ広場に関するものについて補正予算を提出した。

## ③ その他

- ・ 11月21日 第12回伊能歌舞伎公演について

参観多数であった。来年本市で第21回全国地芝居サミットを行うことのPRが効いていたのか、演目も良く来場者も多くて、例年とは異なり子供の芝居が終っても最後まで見ていただいた方が多く、急に代役になった方もしっかりと演じていた。後継者不足という問題があるとのことで今後の懸案事項ではある。

- ・ 11月23日 第45回千葉県音楽祭について

千葉県吹奏楽祭に続いて本市を会場に開催された。関東地区の音楽教育研究会もあって、音楽に関する行事の多い年となった。玉造の下座連、加良部小学校のコーラス部、なりたオカリナオーケストラも参加し、成田での発表の場として良い機会であったとの感想も多くいただいた。108人のアンケートのうち1人を除いて満足、大変よかったと言う回答だった。持ち回りとなっているので不可能だが、来年も成田で開催して欲しいとの意見もあった。
- ・ 11月25日 北総教育事務所管内市町村教育委員会教育長情報交換会について

佐倉市で開催したもの。県の組織変更で3つの出張所が一つになったため、情報交流の場として設けられたもので、それぞれの教育長がばらばらに活動するのではなく、情報共有をして様々な課題に対処して行くための初の会合であった。今後も年に2回程度は開催の予定。
- ・ 11月26日 印教連定例常任委員会、印旛地区教育長会議について

議会開会日だったので欠席した。
- ・ 11月30日 小中学校ロードレース大会について

昨年はインフルエンザの影響で中止となったが、31回目の大会と言うことで開会式に参加した。子どもたちが整列もきちんと出来ているし、あいさつなどもしっかりと聞いていた。レースも頑張っていたし、閉会式もしっかりと良くできていた。
- ・ 12月2日 西中学校陸上競技部男子・女子駅伝チーム「関東・全国大会」出場報告会について

男子は念願の関東大会出場を果たし、女子は関東大会に引き続き全国大会3連覇を目指して大会に出場するとのことなので、是非頑張ってもらいたいと思っている。
- ・ 12月3日 教育長・校長合同会議について

議会中のため欠席した。
- ・ 12月5日 子ども会まつりにについて

子ども会連絡協議会（市子連）が出来て10年目の記念ではじめた行事で、今年で20周年を迎えた。最近マンネリと言う話も聞かれ、役員の方々も改革の必要性を感じているとのこと。
- ・ 12月5日 体育指導委員連絡協議会祝賀会について

岩澤衛会長が文部科学大臣表彰を受けられた。他にもこれまでのご功績により、種々の表彰を受けられた方々のお祝いをした。
- ・ 12月7日 養護教諭研究会について

美郷台小学校を会場に第5回目として開催された。現場研修という形で成田市の健康推進

教員の現状等について発表した。健康推進教員は成田市だけしか配置していないようだが、アンケートによると子供たちの相談体制も充実し、複数の目で見られるということもあるが、こどもたちの相談相手が増え、養護教諭たちの視野も広がり若い健康推進教員が入ることで職務の見直しの機会にもなっている。養護教諭が頑張っているという印象を受けた。

- ・ 12月9日 成田高等学校陸上競技部女子駅伝チーム「全国高等学校駅伝競走大会」出場報告会について

昨年に引き続き2年連続の出場ということで、京の都大路を走るとの報告があった。

#### 《教育長報告についての主な質疑》

委員：議会報告を読むと青野議員から障害児福祉に関する質問があったようだが、概要を教えていただきたい。

佐藤教育長：栃木市にトータルサポートセンターのようなものがあり、それを念頭においているようだが、子供から大人になるまで障害のある人は生涯ずっと続くのでトータルなサポート組織が必要である、統一的な組織を作って対応すべきではないかとの意見。本市では個別支援計画が出来ていない、子どもも大人も障害のある方全員の計画を作るべきとの主張。しかしながら、お年寄りなど6割以上の方は個別支援計画を必要としない方々で、全ての障害者がサポートを必要とするのではないと回答していた。

議員の発言の中では、特別支援学校が定員一杯でなかなか入所できない等の問題についても触れていた。今回も障害児教育に関することが中心で、特別支援教育に関して個別支援計画をきちっと作って欲しいとの趣旨であった。

五十嵐教育指導課長：学校教育に関しては、指導主事が子ども発達支援センターの所長と連携をとりながら指導を行っている。また、就学前の子供たちのサポートについては、学校適応専門指導員が対応し、その方々を中心にサポートに当たっている。

### 3. 議 事

#### (1) 議 案

議案第1号「成田市立中学校設置条例の一部を改正するについて」及び議案第3号「成田市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正するについて」を一括審議

坂本教育総務課長 議案第1号を資料に基づき説明

(要旨)

本案は、公津の杜地区の急激な人口増に伴いまして、西中学校の過大規模化を解消するために、西中学校分離新設校を設置するにあたり、平成25年4月の開校に向け、成田市立中学校設置条例の一部を改正しようとするもの。

成田市立中学校設置条例の一部を改正する条例

成田市立中学校設置条例（昭和39年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に、次のように加える。

成田市立公津の杜中学校	成田市公津の杜5丁目29番地
-------------	----------------

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

小館学務課長 議案第3号を資料に基づき説明

(要旨)

公津の杜地区への新設中学校建設に併せて、西中学校の学区の見直しを図ることとした。

平成25年度から、現在、西中学校の学区である花崎町、新町、馬橋、囲護台、囲護台1丁目～3丁目を成田中学校の学区に加え、合わせて西中学区からは削除するもの。また、加良部2丁目から6丁目を西中学区に加えると同時に中台中学区から削除する。公津の杜中学区については、並木町、飯仲、公津の杜1丁目～6丁目を西中学区から移し、合わせて、これまで抜けていた江弁須の一部を加えるもの。

以上のことについて学区審議会の答申を踏まえ、成田中学校、西中学校、中台中学校の学区を改正するもの。

成田市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

別表第2を別紙のとおり改める。

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する

### 《議案第1号及び第3号に関する主な質疑》

委員：地図上でみると江弁須の一部とはどのあたりか。

小館学務課長：少し見にくいですが、51号線から入っていくとトイザラスの前、駐車場になっているところが所在としては江弁須になっているため追加するもの。

委員：飯仲が公津の杜中学校の区域に入り込んでいますが、このあたりにお住まいの方についての問題はないのか。

小館学務課長：地域のつながりと言うような面ではこの地区は分断されていますので、これについては問題ないとの認識で、案のとおり実施したいと考えている。

委員：学区変更については保護者の関心が非常に高く、また、市民の方の中には様々なご意見もあろうかと考える。これまでの手続きについて、また、決定の後の住民への周知の方法についてもお知らせ願いたい。

小館学務課長：この提案の前段の手続きとして学区審議会への諮問を行った。その答申を尊重し、改正を提案している。

審議経過の中では、加良部1丁目の扱いが問題となったが、地区の方々にはアンケートをとらせていただいた。半数は中台中学区でこれまでどおりで良い、残りは西中学区へということだった。学区の割り振りとは適正規模の観点から、また、通学距離もそれほど遠くないこと等を加味して、学区審議会では中台中学区ということでご理解をいただいた。但し、指定校の変更を可とする地区とすることとした。

周知の方法については、各学校へ出向いての説明と文書の配布等を含め周知を図る。

議長：議案第1号及び第3号については原案のとおり決定する。

## 議案第2号 成田市就学援助費支給規則の一部を改正するについて

小館学務課長 議案資料に基づき説明

(要旨)

平成22年度から、国が要保護児童生徒に対する国庫補助要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部を改正したことに伴い、要保護児童生徒に対する国の補助対象費目としてクラブ活動費、生徒会費及びPTA会費が新たに対象となった。

要保護児童生徒に対しては生活保護法の教育扶助費により、クラブ活動費、生徒会費及びPTA会費が支給されているが、準要保護児童生徒に対しては支給されていない状況にある。

しかし、準要保護児童生徒に対する生徒会費及びPTA会費については、ほぼ半数の学校で減免措置がとられており保護者負担は発生していないので、他の学校でも減免の方向で努力していただくということとした。クラブ活動費については、一部の部活動で生徒1人当たりの保護者の年間負担額が9万円超となる場合があり、保護者の経済状況によっては部活動が選べない状況が心配され、早急な対応が必要となっている。

準要保護児童生徒に対する支給対象費目及び支給額は、市が独自に予算の範囲内で決定することとなっていることから、平成23年度よりクラブ活動費を追加し国の要保護児童生徒への補助単価の半額を限度額として支給しようとするもの。

また、準要保護児童生徒に対して、公共交通機関を利用し通学する場合で片道の通学距離が4km以上の児童及び6km以上の生徒に通学費として実費相当額を支給しているが、区域外就学及び指定学校変更を許可された児童生徒に対しては、自己都合による申請という理由から支給対象としてこなかった。

については、今回の改正に併せ、指定学校変更及び区域外就学を許可された児童生徒は、指定学校変更を許可されたことにより、指定学校よりも就学校が近くなる児童生徒を除き、通学費の支給対象としないことを明示するもの。

### クラブ活動費支給額

国単価	小学校	2,550円	中学校	26,500円
市支給限度額	小学校	1,270円	中学校	13,250円

《議案第2号に関する主な質疑》

委員：通学費については、指定校の変更や区域外通学など本来の学校より遠い学校を希望して通学する場合は支給しないということか。

また、医療費については全ての医療費が全額支給されるのか。

小館学務課長：通学費については、そのとおりだ。但し、近くの学校を選んだにもかかわらず支給対象の距離である場合など、要件に合致すれば支給はする。

医療費については、準要保護の場合は学校保健安全法に指定する特定疾病の場合のみ対象となる。

委員：市内に準要保護児童生徒はどの程度いるのか。全国的な傾向としてはどうか。

小館学務課長：今年度700名程度で、昨年度比約100名増加している。昨年に引き続き今年度も補正予算が必要になると想定している。生活苦の家庭が急激に増えているものと思われる。

大阪では25%が該当と言うデータもあるが、本市においても10%程度までは行くのではないかと懸念している。

要保護については修学旅行と医療費だけが半額国からの支給となるが、その他は全額市町村負担となる。本市では年収ではなく所得を基準とし、生活保護の1.3倍を認定の基準としている。また、子ども手当等は含めないこととしているので他市町村と比較して手厚い方だと認識している。

関川教育総務部長：本年の生活保護世帯は979世帯、来年度は1,000世帯を超えると予想されている。費用については3/4は国の負担で1/4は市町村の負担だったものを2/3と1/3に変更されて負担増になったと記憶している。

議長：それでは議案第2号を原案のとおり決定する。

(これより非公開とする)

議案第4号 平成23年度使用副読本(安全)の選定に係る調査員の委嘱について

〈議決結果〉

承 認

議案第5号 平成22年度印旛郡市地方教育委員会連絡協議会教育功労者表彰者の推薦について

〈議決結果〉

承 認

(これで非公開を終わる)

議 長：都合により議案第6号については委員長職務代理者に議長を委任する。

議案第6号 成田市豊住運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて  
檜垣生涯スポーツ課長 議案資料に基づき説明

(要旨)

平成23年度より、学校適正配置計画に伴い中郷小学校が美郷台小学校に統合される。学校統合後も運動施設（体育館、運動場）については地元要望も踏まえ、豊住運動施設と同様にスポーツ・レクリエーション等を気軽に楽しめる施設として有効利用を図ることとし、使用料については、施設全体の利用方針が決定するまでの間、市民が利用する場合は無料とする。

なお、今後も学校の統合に伴い、既存の運動施設を市民のための施設として利用することが見込まれることから、既存の「豊住運動施設の設置及び管理に関する条例」の一部改正で対応することとし、改正後の条例名を「成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例」とし、この条例改正を平成23年3月定例市議会に提案しようとするもの。

また、条例改正に伴い次の規則も併せて改正する。

- ・成田市豊住運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- ・市長の権限の一部を成田市教育委員会に委任する規則

施 行 日 平成23年4月1日

なお、中郷小学校の体育館等の最近の利用状況としては、体育館は火曜日の夜にママさんバ

レーが、また、土曜日及び日曜日が雨の場合には成田シニアという野球チームが使っている。校庭については、成田マレーシアという少年野球チームが土曜日及び日曜日に使っている。市民は無料となっているが、その他の方は豊住運動施設では1時から5時まで使って50円、占用の場合では1,050円としており、1年間で1,150円の使用料収入があった。

《議案第6号に関する主な質疑》

委員：久住第二小学校の体育館や運動場も来年4月からは閉校になるので、対象にすべきなのではないか。

坂本教育総務課長：久住第二小学校については、現在のところほとんど利用がなく、地区からの要望もないことから閉鎖とする。地区には久住体育館や中学校の体育館があるので利用が見込めず、地元からの要望もない。

委員：要旨のところで、「運動施設については」の部分がどこの施設をさすのか分かりづらい。最後まで読まないといけない表現となっているように思う。

吉田生涯学習部長：今回の中郷小学校だけを対象とするのでなく、今後の学校統合により運動施設が順次含まれていくので、あえて特定の名称はつけていない。

議長：それでは議案第6号は原案のとおり決定する。

議案第7号 成田市久住パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について

檜垣生涯スポーツ課長 議案資料に基づき説明

(要旨)

久住パークゴルフ場整備事業については、空港部において成田空港の平行滑走路の北延伸整備に伴う旧久住中学校の移転跡地の有効利用として、土室地先に整備を行い今月末には工事が完成する。当該施設は市民の健康増進及びスポーツ活動の促進を図ることを目的とし、平成23年4月1日から教育委員会が管理運営を行うことになる。供用開始日については、芝生の養生期間等を考慮したうえで平成23年6月1日を予定している。

本案は、供用開始に伴い施設の名称を成田市久住パークゴルフ場と定め、適正な管理運営を行うため条例を3月議会に提案するもの。

### 《施設概要》

名 称	成田市久住パークゴルフ場 18ホール・多目的広場・駐車場・管理棟（事務室・便所）・倉庫
位 置	成田市土室818番地2
管理方法	平成23年度は直営管理とし、以後は地元協議のうえ指定管理とする予定。
使用料	1人1回500円、1日1,000円とする。ただし、本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者は50%増しとする。
休 場 日	月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは翌日とする)及び 12月29日から翌年の1月3日まで
開場時間	午前9時から午後5時まで

### 《関連例規》

市長の権限の一部を成田市教育委員会に委任する規則（一部改正）

成田市パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例施行規則（新規制定）

### 《条例施行日》

平成23年6月1日

ただし、市長の権限の一部を成田市教育委員会に委任する規則（一部改正）は、平成23年4月1日から施行する。

現在、9ホールの十余三パークゴルフ場があり、使用料は市内の方は350円、市外の方は700円としている。何度回っても同じ料金設定としている。1日平均17名の利用者がある。但し、土曜日及び日曜日は40～50名が利用する。特に気候の良い時期には多くの利用があり、毎日利用するような方もいる。脳梗塞になった方でリハビリに来ている方等もいるようだ。

### 《議案第7号に関する主な質疑》

委 員：十余三パークゴルフ場と久住パークゴルフ場とで基本使用料にかなりの開きがある。

さらに、十余三パークゴルフ場は1日利用でも均一料金なのに、久住パークゴルフ場は1回利用の料金と1日利用の料金を別にしてしているが、どういう理由によるのか。

檜垣生涯スポーツ課長：2つの施設ではホール数をはじめ設備に大きな差がある。また、周辺

市町の施設料金とのバランス、利用しやすい料金設定などを勘案し設定している。なお、9ホールを回ると40分程度。1日に複数回利用する方もいる。

委員：リハビリ等に使われるのは素晴らしいことだと思うが、障害ある方への減免措置等についてはどのように考えているか。また、そのような例はあるのか。

一日の利用数は多いようだが、今後も各地域から設置要望が出てくる可能性もあると思うがどうか。

檜垣生涯スポーツ課長：障害のある方への減免は考えてない。また、他地域からの要望と言うことでは、現在、豊住にある施設を地元では拡張して欲しいとの要望もある。しかし、市が施設を造るとなると、開発行為や農地法、あるいは道路整備など多様な対応が必要となる。従って、今後の計画として新しい計画というのはなかなか難しいと考えている。

佐藤教育長：障害者だからということだけで減免するのは難しい面もある。他の体育施設などでも減免していないし、目的に応じた利用をすることに対して減免を行うことが適当であるのか、また、規定するとなると障害の程度をどのように設定するかなど慎重に検討しなければならない面があると思う。

議長：それでは議案第7号は原案のとおり決定とする。

## (2) 報告事項

報告第1号 いじめ問題に係る損害賠償請求訴訟について

五十嵐教育指導課長 資料に基づき報告

(要旨)

事件番号 千葉地方裁判所 平成22年(ワ)第570号

損害賠償請求事件

原告 生徒 外1名

被告 成田市 外13名

本事件は、3年前に原告が中学生であった頃、複数の同級生から言葉や携帯メール、プロフ

等で暴言を受けるなどのいじめを受け、著しい退行現象を伴う適応障害を発症するに至った。原因は、集団によって繰り返し行われたいじめに対し、学校は適切な対応を取らなかったばかりか、被告生徒らに荷担し、いじめを隠蔽するという積極的な違法行為を行ったためとして、慰謝料を請求している。

また、原告の父母は原告の看護や、学校や加害者側へ状況の改善を図ってもらうよう働きかけを行わなければならなかったため、生業である人参栽培に手がまわらず、本来得るべき収入が得られなかったことを不服として、平成22年10月15日付けで、本市と加害者生徒5名、保護者8名を被告とした損害賠償請求が千葉地方裁判所に提出された。

これにより、平成22年11月15日付けで千葉地方裁判所より、本事件訴状と第1回口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状が本市に送達された。

## 1 本事件請求の趣旨

- 1 被告らは、原告生徒に対し、連帯して3,300,000円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告生徒保護者に対し、連帯して3,080,000円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 4 仮執行宣言

## 2 訴訟の進捗状況

本事件訴訟については、本市顧問弁護士に訴訟委任をした。

平成22年12月13日までに答弁書を提出し、平成22年12月20日に第1回口頭弁論が開かれる。

### (3) その他

- ・ JR成田駅前の再開発事業に関連し美術館や市民ギャラリー等の展示施設を設置するよう求める要望書の提出について

遠藤生涯学習課長 配布資料に基づき説明

11月25日(木)に文化団体連絡協議会加盟団体及び公民館サークルなど市内美術団体12団体が発起人となり、市内に美術施設や市民ギャラリーを設置するよう要望があったもので、千葉日報にも関連記事が掲載された。内容としては、JR成田駅

前の再開発事業に関して、美術館や市民ギャラリー等の展示施設を設置するよう要望するもの。6,650名の署名が提出された。内訳としては市内3,259名、県内2,803名、県外から588名となっている。

- 生涯学習推進計画及び生涯スポーツマスタープランについて

遠藤生涯学習課長 配布資料に基づき説明

前回の教育委員会会議、また、12月の市議会、教育民生常任委員会にも素案の報告をさせていただいた。各種団体の代表からなる推進委員による計画の検討を行ってきたところだが、広く市民の意見を伺うためにパブリックコメントを実施することとなった。当初予定していなかったものだが12月15日の「広報なりた」で募集し、年内に意見を募り、年明けにとりまとめ、策定委員会で原案を決定することとなった。

- FIFAワールドカップキャンプ地誘致について

檜垣生涯スポーツ課長より報告

先の会議でご報告させていただいた生涯スポーツマスタープランの中で、第3節中、国際交流の促進の項目でFIFAワールドカップのベースキャンプを誘致したいと掲げたが、残念ながら日本での開催はされないことが決定された。代わって、平成26年度に行われるインターハイを誘致することを目標に掲げたいと思う。

書 記：次回の教育委員会会議は、平成23年1月26日（水）午後2時開催を予定したい。

## 5. 委員長閉会宣言